

地方財政計画(H18ベース) で見た地方分権改革の姿

2006年6月12日

赤井 伸郎、佐藤主光、山下耕治
(兵庫県立大学、一橋大学、長崎大学)

連絡先：akai@biz.u-hyogo.ac.jp

三位一体改革第2ラウンド

- 「三位一体改革」では2006年度まで約4兆円の国庫補助負担金改革と3兆円規模の税源移譲(所得税)が実現。
- 改革は数値目標に基づく「量」的な分権化であり、地方の主体性と責任の拡充を図る「質」的分権化は未だ不十分
- 「質的」分権化を推進するには、国庫補助負担金、国と地方の税源配分のほか、地方交付税制度の「機能」に着目した見直しが不可欠。
- 合わせて、地方の裁量を最大限尊重すべく、従来の「インプット」ベースの(教員配置等、執行基準)詳細な規制から、「アウトプット」ベース(生徒の学方向上など成果)で図った政策評価への移行が必要
- 国の役割は地方自治体の中で「機会の均等化」と社会的セーフティーネットのナショナル・スタンダード(ミニマム)の確保を図ることであり、結果としての格差(公共サービスの配分・水準の違い)は地方自治体と地域住民自身の選択として尊重すべき。

地方交付税を巡る混乱

- 地方交付税には「地方自治体の歳入と歳出の差額を補てんする交付税は、歳出拡大に対する地方の負担感を希薄にし、地方の財政規律も弛緩(しかん)してしまう」という批判がある一方、「交付税は地方に必要な財政需要を財源保障したもので、地方がモラルハザードを起こす余地はない」との反論もある。
- さらに「地方財政計画で見積もられ財源保障された公共事業経費が実際には執行されず、浮いた財源が他の用途(男女交流会など)に流用されている」という批判に対しては、「交付税は自治体が用途を自由に決められる一般補助金」、「地財計画が地方の実態から乖離している」という反論がなされている。
- 制度の透明性を高めるための交付税算定基準(フォーミュラ)の簡素化に対しても、交付税総額確保(財源保障)、地域間格差の観点からの反論がある。
- 交付税の適正な規模のみならず、その役割(機能)について見解が一致しない。

改革の原則

- 財政移転制度(国庫補助負担金、地方交付税)の目的(機能)を明確にすることで、その成果への評価を可能にし、原資を負担する納税者への「説明責任」を果たす。
- 財政赤字を膨張させ、将来世代に負担を課すことはしない。現在の財政移転のコストは現在の世代が財政責任を負う。
- 地方自治体の自治と責任を尊重するため、補助金への国の詳細な規制・関与を排除し、執行基準は原則、自治体の裁量にゆだねる。自治体のパフォーマンスは政策の成果(アウトプット)で図られる。
- 支援すべき自治体は支援する。社会的セーフティネットのナショナル・スタンダード(ミニマム)は確保する。そのためには、自立できる自治体には自立するための権限と誘因を与える、財政移転の膨張を回避し、制度の「持続可能性」を確保する。

財政移転制度改革案(大枠)

機能分離

- 交付税の財政調整機能と財源保障機能を分離する。
- 交付税を質的に改革し、財政調整機能は、以下で述べる「新交付税」で、財源保障は、国庫補助負担金が担うものとし、「交付金」化する。財政調整と財源保障を切り離すことで、財源保障と財政調整の間のトレードオフを回避できる。

財源

- 交付金の財源は、全額、国の一般会計から賄う。Pay as you go 原則を徹底し、交付金の対象の拡大、ある分野での交付金の引き上げにあたっては、他の交付金の削減、ないし増税を行うことを義務付ける。(交付金を財政赤字でファイナンスしない。)
- 新交付税の財源は、従来の国税の一定割合(交付税率)を交付税に充てる方式を改め、「交付税目的税」を創設する。交付税目的税としては、地方分権改革推進会議が提言した「地方共同税」同様、国税5税(所得税、法人税、消費税、酒税、タバコ税)を課税標準(課税ベース)とする「賦課税」を考える。新交付税総額の拡大にあたっては交付税目的税を引き上げることで国民に直接負担を求め、国民の関心と監視を強化する。交付金、

財政移転制度改革案(財源保障)

- 交付金の対象は原則、義務教育、社会福祉等、社会的セーフティネットに限定し、義務教育、国保、介護事業、児童手当、生活保護等、行政サービスなどの大枠で(目的別に)分類する(例:「義務教育交付金」)。人件費、物品等性質別には分割しない。国の財源保障の範囲と水準を予め明らかにすることで、それ以外の公共サービスについては地方が一般財源から自らの責任で賄うべきということを明確化する。交付金(財源保障)の対象・規模の定期的見直しを制度化する。
- 交付金は原則、各サービスの管轄官庁(例:義務教育であれば、文部科学省)の権限と責任の下におくが、地方の裁量を最大限尊重するため、交付金対象事業への国の関与は原則、成果(アウトプット)ベース(例:生徒の学力、住民の健康増進)とし、執行基準(例:教員配置、医療計画)は自治体の裁量に委ねる。
- 交付金の存続にあたっては国に「挙証責任」を課し、所管官庁が「ゼロ回答」するならば、即、縮小・廃止とする。交付金削減による余剰財源は税源移譲にあてる。

財政移転制度改革案(財政調整)

- 新交付税の配分基準は、「新型交付税」同様、人口と面積とし、その成果は地域間での「一般財源」の格差の是正でもって図る。財政移転制度の目的を明確にし、成果をその目的と対比することで、原資を負担する納税者への説明責任が果たせる。
- 交付税目的税率については国と地方の代表、専門家からなる「地方行財政会議」で定期的に検討する。
- 新規の地方債の元利償還費への交付税措置は全廃する。
- 移行過程を考慮し、
(1) 地方債元利償還費のうち、既に交付税措置を約束された部分と
(2) 向こう10年を目途にした地方収入の激減緩和措置
として「移行期特例交付金」を創設、交付税目的税収入の一部を充てる。
- 新交付税の算定基準に地方債元利償還費への交付税措置(既存分)や収入激減緩和措置を紛れ込ませるのではなく、特例交付金として分離することでどの自治体が補填を受けているかを明確にする。

改革案の効果

・「地方交付税のフォーミュラの簡素化」の実現を可能にする。(機能分離によって、財源保証は確実に。)

・国の権限・責任のあるものは国の財源でという論理を徹底⇒政策目的を明確にし、その目的に沿っているか否かで、省庁ごとに政策評価を可能にする。また、「財政再建」の観点から交付金の水準も「現行」の規模がいいのかを徹底して議論できる。

・交付金による自由度の増大。交付金は地方の主体性を確保できるよう用途は指定しても、その使途の詳細は地方にゆだね、アウトプットベースで地方のパフォーマンスを評価するものとする。パフォーマンスの著しく劣る自治体には国、ないし上位政府が改善勧告、改善指導を行えるものとする。⇒事前的規制から事後的規制への移行

・国と地方を分離することで、今後、新交付税の増額は、(国税からの拠出分ではなく)交付税目的税率の引き上げで賄うという「地方の自己責任」の徹底を可能にする。追加サービスのコストに対して、国民の前に明らかにできる。交付税の原資も(拠出額の見直しを合わせて)削減する余地があり、それも国民と議論できる。

改革案の具体化

- 国の財源保障の範囲と水準を地方財政法10条で試行的に設定。今後より精査が必要。
- 交付金の対象を「基本ケース」では①「地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務で(中略)国が進んで経費を負担する必要がある」(地方財政法一〇条)義務教育や社会福祉、災害復旧事業②自治体から負担の押し付けとの批判もある国の直轄事業への自治体の負担金(直轄事業負担金)の二つに限定
- さらに、警察・消防費を加えたケース、交付税目的税に「法人事業税」を加えたケースも示す。
- 平成18年度の地方財政計画に従い、新交付税、交付金の下での新たな地方財政計画を作成する。

参考：地方財政計画(H18)

歳入 現状

地方税	348,983
地方譲与税	37,324
地方特例交付金	8,160
地方交付税	159,073
法定分	125,267
国庫支出金	102,015
1普通補助負担金等	61,937
地財10条(義務教育職員給与分の国庫負担額)	16,763
地財10条(義務教育職員給与分を除く国庫負担額)	37,333
地財10条-3(災害救助事業、災害弔慰金見舞金)	3
地財34条(引揚者の援護も要する経費)	0
上記以外	7,836
2公共事業費補助負担金	30,007
(1)普通建設事業費補助負担金	29,706
地財10条-2(普通建設事業、公営住宅建設)	15,969
(2)災害復旧事業費補助負担金	301
地財10条-3(災害復旧事業)	299
上記以外	2
3失業対策事業費負担金	50
4国有提供施設等所在市町村助成交付金	251
5施設等所在市町村調整交付金	64
6交通安全対策特別交付金	835
7電源立地地域対策等交付金	1,245
8特定防衛施設周辺整備調整交付金	135
9特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	33
10石油貯蔵施設立地対策等交付金	64
11地方道路歳暮臨時交付金	7,393
地方債	108,174
臨時財政対策債	29,072
使用料手数料	16,450
雑収入	51,329
歳入合計	831,508

歳出

給与関係経費	225,769
1給与費	204,825
(ア)義務教育教職員	61,572
地財10条(義務教育職員給与分)	50,290
上記以外	11,282
(イ)警察関係職員	24,139
(ウ)消防職員	11,843
(エ)一般職員及び特別職等	107,271
2退職手当	20,448
3恩給費	496
一般行政経費	251,857
1国庫補助を伴うもの	107,286
地財10条(義務教育職員給与分を除く)	95,629
地財34条(引揚者の援護も要する経費)	0
上記以外	11,657
2国庫補助を伴わないもの	134,785
3国民健康保険関係事業費	9,786
公債費	132,979
維持補修費	9,768
投資的経費	168,889
1直轄事業負担金	11,269
2公共事業費	56,610
(ア)普通建設事業費	56,194
地財10条-2(普通建設事業、公営住宅建設)	30,329
上記以外	25,865
(イ)災害復旧事業費	416
地財10条-3(災害救助事業、災害弔慰金見舞金、災害復旧事業)	395
上記以外	21
3失業対策事業費	99
(直轄・補助事業計)	67,978
4一般事業費	61,737
(ア)普通建設事業費	60,593
(イ)災害復旧事業費	1,144
5特別事業費	39,174
(ア)過疎対策事業費	8,289
(イ)地域活性化事業費	1,930
(ウ)合併特例事業費	10,000
(エ)防災対策事業費	1,700
(オ)旧地域総合整備事業費	700
(カ)特別単独事業費	12,344
(キ)地域再生事業費	3,000
(ク)施設整備事業費(一般財源化分)	1,211
(地方単独事業計)	100,911
公営事業繰出金	27,346
1収益勘定繰出金	14,243
2資本勘定繰出金	13,103
水準超経費	14,900
歳出合計	831,508

○地方財政法第十条

地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要があるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。例えば、教育や厚生に関する経費。

○地方財政法第十条の二

普通建設事業費に要する経費、公営住宅の建設に要する経費。

○地方財政法第十条の三

災害救助事業に要する経費、災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費、災害復旧事業に要する経費。

○地方財政法第三十四条

引揚者の援護に要する経費

改革案の5ケース

・財源保障交付金の範囲

財政法第10条	14.6兆円
10条-2	3.0兆円(公共事業費)
10条-3	4千億円(災害復旧費)
34条	100万円

・5ケース

(ケース1) 単純合計

(ケース2(基本))・10条-2の公共事業を対象からはずし、その代わりに、直轄事業の地方負担を加える。

(ケース3)・10条-2の公共事業を対象からはずし、その代わりに、直轄事業の地方負担を加える。また警察官と消防職員の人件費を加える。

(ケース4)・10条-2の公共事業を対象からはずし、警察官と消防職員の人件費を加える。

(ケース5)・10条の中身を精査する案。たとえば、児童扶養手当、児童手当、森林、国土計画関係(項目の15、19、22、23、24、26)をなくす。(合計1兆2800億円ほど(ほとんどは児童手当)をカット。)

改革案ベースケース1(H18)

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

ケース1

交付金	176,643	一般行政経費	地財10条(義務教育職員給与分を除く経費)	95,629
うち 義務教育給与費交付金	50,290		地財10条(義務教育職員給与分)	50,290
生活保護交付金	27,252		地財10条-2(普通建設事業、公営住宅建設)	30,329
児童手当等交付金	12,516		地財10条-3(災害に関する経費)	395
災害対策交付金	395		地財34条(引揚者の援護に要する経費)	0
普通建設事業(公営住宅含む)交付金	30,329			
その他	55,861			
地方税(地方譲与税含む)	386,307	給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費)		175,479
地方債	108,174	一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費)		156,228
使用料手数料	16,450	公債費		132,979
雑収入	51,329	維持補修費		9,768
小計	562,260	投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費)		138,165
新交付税	92,605	公営企業繰出金		27,346
合計	654,865	水準超経費		14,900
歳入合計	831,508	合計		654,865
		歳出合計		831,508

国の責任

地方の責任

これは、国と地方の役割分担を明確にした際の、姿(数値)を絶対額で見ることである。ここで、国から地方への移転総額は、改革前と同じであることが重要。すなわち、地方での調整次第では、まったく損得なしの状態も可能であり、改革案の評価で必要となるのは地方でのミクロ効果であるが、それは地方での分配で決まる。

改革案ベースケース2(基本)(H18)

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

ケース2

交付金	157,583
うち 義務教育給与費交付金	50,290
生活保護交付金	27,252
児童手当等交付金	12,516
災害対策交付金	395
直轄事業交付金	11,269
その他	55,861
地方税(地方譲与税含む)	386,307
地方債	108,174
使用料手数料	16,450
雑収入	51,329
小計	562,260
新交付税	111,665
合計	673,925
歳入合計	831,508

一般行政経費	地財10条(義務教育職員給与分を除く)	95,629
	地財10条(義務教育職員給与分)	50,290
	地財10条-3(災害に関する経費)	395
	地財34条(引揚者の援護に要する経費)	0
投資的経費	直轄事業地方負担	11,269
給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費)		175,479
一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費)		156,228
公債費		132,979
維持補修費		9,768
投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費)		157,225
公営企業繰出金		27,346
水準超経費		14,900
合計		673,925
歳出合計		831,508

国の責任

地方の責任

注)義務教育職員給与の金額には、退職手当、退職年金手当及び退職一時金並びに旅費は含まれない。

改革案ケース3(H18)

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

ケース3

国の責任

交付金	193,565
うち 義務教育給与費交付金	50,290
生活保護交付金	27,252
児童手当等交付金	12,516
災害対策交付金	395
直轄事業交付金	11,269
警察給与交付金	24,139
消防給与交付金	11,843
その他	55,861

地方の責任

地方税(地方譲与税含む)	386,307
地方債	108,174
使用料手数料	16,450
雑収入	51,329
小計	562,260
新交付税	75,683
合計	637,943
歳入合計	831,508

一般行政経費	地財10条(義務教育職員給与分を除く経費)	95,629
	地財10条(義務教育職員給与分)	50,290
	地財10条-3(災害に関する経費)	395
	地財34条(引揚者の援護に要する経費)	0
給与関係費	警察	24,139
	消防	11,843
投資的経費	直轄事業地方負担	11,269

給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費)	139,497
一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費)	156,228
公債費	132,979
維持補修費	9,768
投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費)	157,225
公営企業繰出金	27,346
水準超経費	14,900
合計	637,943
歳出合計	831,508

注)義務教育職員給与の金額には、退職手当、退職年金手当及び退職一時金並びに旅費は含まれない。

改革案ケース4(H18)

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

ケース4

交付金	182,296
うち 義務教育給与費交付金	50,290
生活保護交付金	27,252
児童手当等交付金	12,516
災害対策交付金	395
警察給与交付金	24,139
消防給与交付金	11,843
その他	55,861
地方税(地方譲与税含む)	386,307
地方債	108,174
使用料手数料	16,450
雑収入	51,329
小計	562,260
新交付税	86,952
合計	649,212
歳入合計	831,508

一般行政経費	地財10条(義務教育職員給与分を除く経費)	95,629
	地財10条(義務教育職員給与分)	50,290
	地財10条-3(災害に関する経費)	395
	地財34条(引揚者の援護に要する経費)	0
給与関係費	警察	24,139
	消防	11,843
給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費)		139,497
一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費)		156,228
公債費		132,979
維持補修費		9,768
投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費)		168,494
公営企業繰出金		27,346
水準超経費		14,900
合計		649,212
歳出合計		831,508

注)義務教育職員給与の金額には、退職手当、退職年金手当及び退職一時金並びに旅費は含まれない。

国の責任

地方の責任

改革案ケース5(H18)

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

ケース5				
交付金	169,459	一般行政経費	修正:地財10条(義務教育職員給与分を除く経費)	82,791
うち 義務教育給与費交付金	50,290		地財10条(義務教育職員給与分)	50,290
生活保護交付金	27,252		地財10条-3(災害に関する経費)	395
災害対策交付金	395		地財34条(引揚者の援護に要する経費)	0
警察給与交付金	24,139	給与関係費	警察	24,139
消防給与交付金	11,843		消防	11,843
その他	55,540			
地方税(地方譲与税含む)	386,307	給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費)		139,497
地方債	108,174	一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費)		169,066
使用料手数料	16,450	公債費		132,979
雑収入	51,329	維持補修費		9,768
小計	562,260	投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費)		168,494
新交付税	99,789	公営企業繰出金		27,346
合計	662,049	水準超経費		14,900
歳入合計	831,508	合計		662,049
		歳出合計		831,508

国の責任

地方の責任

注)義務教育職員給与の金額には、退職手当、退職年金手当及び退職一時金並びに旅費は含まれない。
 注)修正地財10条には、児童扶養手当、児童手当、森林、国土計画関係に関する経費が含まれない。

改革案のケース(その他要素考慮)

・地域間格差の是正としての水平調整の埋め込み=>事業税の共同税化

・既存地方債償還費の考慮(新交付税から明確に分離し優先的に配分)

(元利償還費措置は新交付税のフォーミュラに「紛れ込ませる」のではなく、共同税を原資としつつも、新交付税とは分離し補助金として配布。国民の前に資金用途を透明で明確に。)

・5ケース

(ケース1) 単純合計

(ケース2:基本) ・10条一2の公共事業を対象からはずし、その代わり、直轄事業の地方負担を加える。

(ケース3) ・10条一2の公共事業を対象からはずし、その代わり、直轄事業の地方負担を加える。
また警察官と消防職員の人件費を加える。

(ケース4) ・10条一2の公共事業を対象からはずし、警察官と消防職員の人件費を加える。

(ケース5) ・10条の中身を精査する案。たとえば、児童扶養手当、児童手当、森林、国土計画関係(項目の15、19、22、23、24、26)をなくす。(合計1兆2800億円ほど(ほとんどは児童手当)をカット。)

改革案ケース1 (H18)

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

- ・法人事業税額を新交付税の財源へ移行
43,389
- ・新交付税の一部を元利償還基金へ移行
45,000 H16年度基準財政需要額の公債費

国の責任

地方の責任

ケース1

交付金	176,643	一般行政経費	地財10条(義務教育職員給与分を除く経費)	95,629
うち 義務教育給与費交付金	50,290		地財10条(義務教育職員給与分)	50,290
生活保護交付金	27,252		地財10条-2(普通建設事業、公営住宅建設)	30,329
児童手当等交付金	12,516		地財10条-3(災害に関する経費)	395
災害対策交付金	395		地財34条(引揚者の援護に要する経費)	0
普通建設事業(公営住宅含む)交付金	30,329			
その他	55,861			
地方税(地方譲与税含む)	342,918	給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費)		175,479
地方債	108,174	一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費)		156,228
使用料手数料	16,450	公債費		132,979
雑収入	51,329	維持補修費		9,768
小計	518,871	投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費)		138,165
新交付税	135,994	公営企業繰出金		27,346
合計	654,865	水準超経費		14,900
歳入合計	831,508	合計		654,865
		歳出合計		831,508

注)義務教育職員給与の金額には、退職手当、退職年金手当及び退職一時金並びに旅費は含まれない。

改革案ケース2 (基本) (H18)

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

- ・法人事業税額を新交付税の財源へ移行
43,389
- ・新交付税の一部を元利償還基金へ移行
45,000 H16年度基準財政需要額の公債費

国の責任

地方の責任

ケース2

交付金	157,583
うち 義務教育給与費交付金	50,290
生活保護交付金	27,252
児童手当等交付金	12,516
災害対策交付金	395
直轄事業交付金	11,269
その他	55,861
地方税(地方譲与税含む)	342,918
地方債	108,174
使用料手数料	16,450
雑収入	51,329
小計	518,871
新交付税	155,053
合計	673,925
歳入合計	831,508

一般行政経費	地財10条(義務教育職員給与分を除く)	95,629
	地財10条(義務教育職員給与分)	50,290
	地財10条-3(災害に関する経費)	395
	地財34条(引揚者の援護に要する経費)	0
投資的経費	直轄事業地方負担	11,269
給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費)		175,479
一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費)		156,228
公債費		132,979
維持補修費		9,768
投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費)		157,225
公営企業繰出金		27,346
水準超経費		14,900
	合計	673,925
歳出合計		831,508

注)義務教育職員給与の金額には、退職手当、退職年金手当及び退職一時金並びに旅費は含まれない。

新交付税(拠出分を控除)	110,053
基金に拠出分	45,000
地方税+新交付税	452,972

改革案ケース3(H18)

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

- ・法人事業税額を新交付税の財源へ移行
43,389
- ・新交付税の一部を元利償還基金へ移行
45,000 H16年度基準財政需要額の公債費

ケース3

交付金	193,565
うち 義務教育給与費交付金	50,290
生活保護交付金	27,252
児童手当等交付金	12,516
災害対策交付金	395
直轄事業交付金	11,269
警察給与交付金	24,139
消防給与交付金	11,843
その他	55,861
地方税(地方譲与税含む)	342,918
地方債	108,174
使用料手数料	16,450
雑収入	51,329
小計	518,871
新交付税	119,071
合計	637,943
歳入合計	831,508

一般行政経費	地財10条(義務教育職員給与分を除く経費)	95,629
	地財10条(義務教育職員給与分)	50,290
	地財10条-3(災害に関する経費)	395
	地財34条(引揚者の援護に要する経費)	0
給与関係費	警察	24,139
	消防	11,843
投資的経費	直轄事業地方負担	11,269
給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費)		139,497
一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費)		156,228
公債費		132,979
維持補修費		9,768
投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費)		157,225
公営企業繰出金		27,346
水準超経費		14,900
合計		637,943
歳出合計		831,508

注)義務教育職員給与の金額には、退職手当、退職年金手当及び退職一時金並びに旅費は含まれない。

新交付税(拠出分を控除)	74,071
基金に拠出分	45,000
地方税+新交付税	416,990

国の責任

地方の責任

改革案ケース4(H18)

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

- ・法人事業税額を新交付税の財源へ移行
43,389
- ・新交付税の一部を元利償還基金へ移行
45,000 H16年度基準財政需要額の公債費

国の責任

地方の責任

ケース4

交付金	182,296	一般行政経費	地財10条(義務教育職員給与分を除く経費)	95,629
うち 義務教育給与費交付金	50,290	地財10条(義務教育職員給与分)	50,290	
生活保護交付金	27,252	地財10条-3(災害に関する経費)	395	
児童手当等交付金	12,516	地財34条(引揚者の援護に要する経費)	0	
災害対策交付金	395	給与関係費	警察	24,139
警察給与交付金	24,139	消防	11,843	
消防給与交付金	11,843			
その他	55,861			
地方税(地方譲与税含む)	342,918	給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費)	139,497	
地方債	108,174	一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費)	156,228	
使用料手数料	16,450	公債費	132,979	
雑収入	51,329	維持補修費	9,768	
小計	518,871	投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費)	168,494	
新交付税	130,340	公営企業繰出金	27,346	
合計	649,212	水準超経費	14,900	
歳入合計	831,508	合計	649,212	
		歳出合計	831,508	

注)義務教育職員給与の金額には、退職手当、退職年金手当及び退職一時金並びに旅費は含まれない。

新交付税(拠出分を控除)	85,340
基金に拠出分	45,000
地方税+新交付税	428,259

改革案ケース5(H18)

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

- ・法人事業税額を新交付税の財源へ移行
43,389
- ・新交付税の一部を元利償還基金へ移行
45,000 H16年度基準財政需要額の公債費

ケース5

交付金	169,459
うち 義務教育給与費交付金	50,290
生活保護交付金	27,252
災害対策交付金	395
警察給与交付金	24,139
消防給与交付金	11,843
その他	55,540

地方税(地方譲与税含む)	342,918
地方債	108,174
使用料手数料	16,450
雑収入	51,329
小計	518,871
新交付税	143,178
合計	662,049

歳入合計	831,508
------	---------

注)義務教育職員給与の金額には、退職手当、退職年金手当及び退職一時金並びに旅費は含まれない。
注)修正地財10条には、児童扶養手当、児童手当、森林、国土計画関係に関する経費が含まれない。

新交付税(拠出分を控除)	98,178
基金に拠出分	45,000
地方税+新交付税	441,096

一般行政経費	修正:地財10条(義務教育職員給与分を除く経費)	82,791
	地財10条(義務教育職員給与分)	50,290
	地財10条-3(災害に関する経費)	395
	地財34条(引揚者の援護に要する経費)	0
給与関係費	警察	24,139
	消防	11,843

給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費)	139,497
一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費)	169,066
公債費	132,979
維持補修費	9,768
投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費)	168,494
公営企業繰出金	27,346
水準超経費	14,900
合計	662,049

歳出合計	831,508
------	---------

国の責任

地方の責任

改革案のケース(経済変動要素考慮)

- ・10年後を想定し、公共投資が一定率で減少し、その分新交付税を増額
- ・10年後を想定し、税収が一定率で拡大し、一定割合を新交付税財源に、残りの割合を地方債財源に充当

(ケース1)の単純合計ケースと、(ケース2:基本)の10条一2の公共事業を対象からはずし、その代わりに、直轄事業の地方負担を加えるケースのみ提示。

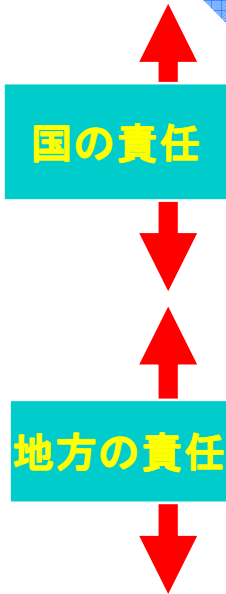
ケース1 例：公共投資削減率1%、税收拡大率1%、(地方債、新交付税削減)配分率50%の場合。(H18)

国の責任 ↑ ↓ ↑ ↓		ケース1	
		交付金 176,643 うち 義務教育給与費交付金 50,290 生活保護交付金 27,252 児童手当等交付金 12,516 災害対策交付金 395 普通建設事業(公営住宅含む)交付 30,329 その他 55,861	一般行政経費 地財10条(義務教育職員給与分を除く経費) 95,629 地財10条(義務教育職員給与分) 50,290 地財10条-2(普通建設事業、公営住宅建設) 30,329 地財10条-3(災害に関する経費) 395 地財34条(引揚者の援護に要する経費) 0
		地方税(地方譲与税含む) 426,723	給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費) 175,479 一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費) 156,228 公債費 132,979 維持補修費 9,768 投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費) 124,954 公営企業繰出金 27,346 水準超経費 14,900
地方の責任		地方債 69,304 使用料手数料 16,450 雑収入 51,329 小計 563,806 新交付税 77,848 合計 641,654 歳入合計 818,297	合計 641,654 歳出合計 818,297

注)義務教育職員給与の金額には、退職手当、退職年金手当及び退職一時金並びに旅費は含まれない。

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

ケース2 例：公共投資削減率1%、税收拡大率1%、(地方債、新交付税削減)配分率50%の場合。(H18)



ケース2	
交付金	157,583
うち 義務教育給与費交付金	50,290
生活保護交付金	27,252
児童手当等交付金	12,516
災害対策交付金	395
直轄事業交付金	11,269
その他	55,861
地方税(地方譲与税含む)	426,723
地方債	69,304
使用料手数料	16,450
雑収入	51,329
小計	563,806
新交付税	95,085
合計	658,891
歳入合計	816,474

一般行政経費	地財10条(義務教育職員給与分を除く)	95,629
	地財10条(義務教育職員給与分)	50,290
	地財10条-3(災害に関する経費)	395
	地財34条(引揚者の援護に要する経費)	0
投資的経費	直轄事業地方負担	11,269
給与関係経費(義務教育職員給与分を除く経費)		175,479
一般行政経費(交付金対象分野を除く除く経費)		156,228
公債費		132,979
維持補修費		9,768
投資的経費(交付金対象分野を除く除く経費)		142,192
公営企業繰出金		27,346
水準超経費		14,900
合計		658,891
歳出合計		816,474

注)義務教育職員給与の金額には、退職手当、退職年金手当及び退職一時金並びに旅費は含まれない。

- ・地方特例交付金を新交付税に統合
- ・地方譲与税(所得譲与税3兆94億円を含む)を地方税に移譲

移行措置

・激変緩和措置

最終的に財政調整を行うとしても、地域間格差は今より拡大することは避けられない。移行課程では、ミクロレベルで自治体間での収入の変動を抑えるために、激変緩和措置が必要。

・地方債元利償還費交付税措置

現行の交付税の基準財政需要には臨時財政対策債等地方債の元利償還費への交付税措置が含まれる。既存分については遵守する。ただし、激変緩和措置や元利償還費措置は新交付税のフォーミュラに「紛れ込ませる」のではなく、共同税を原資としつつも、新交付税とは別立てで、補助金として配布することで、国民の前に資金の用途を明らかにしたほうが良い。つまり、移行過程では、

$$\text{交付税目的税収入} = \text{新交付税} + \text{元利償還費交付金} + \text{激変緩和措置特例交付金}$$

となる。

・透明な財政調整機能の拡大

完成年度までに確実に、地方責任の財政調整機能を埋め込ますため、「地方共同税」的な要素を徐々に明確にする。不交付団体を巻き込む制度が必要。事業税の交付税目的税化などを期限を決めて徐々に実行する。(不交付団体を巻き込む制度が確立するまでは、交付税に財源保障機能を持たせ、徐々に縮小させる。)

移行過程で必要な、地域間の格差の分析は、**後日マイクロデータに基づいて推計予定。**